

決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について（通知）			文書番号		
				最高裁秘書第86号		
伺い文						
起案	起案日	令和2年1月15日		受付日	令和2年1月15日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日	
				決裁	決裁日	R2.1.16
	起案者	池島 憲		施行	施行処理期限日	
		連絡先			施行日	
	分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行先	
		中分類	交際		施行者	
		名称(小分類)	別紙2参照		取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け
		秘密期間終了日			格付け	取扱制限
指定事由				保存	行政文書保存期間	5年
				保存	保存期間満了時期	令和7年3月31日
決裁・供覧欄	秘書課長 参事官 庶務第一係 01 庶務第一係 02 庶務主任 課長補佐 01					
備考欄						

文
書
番
号

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（平成31年度）

府 総 第 5 7 8 号

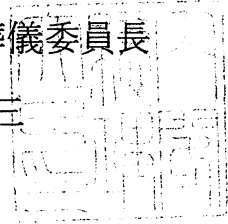
令 和 2 年 1 月 1 0 日

最 高 裁 判 所 長 官

大 谷 直 人 殿

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 安 倍 晋 三



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について
(通知)

標記について、下記のとおり「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀が執り行われることになりましたので、通知します。

記

日 時 令和2年3月15日（日）午後2時
名 称 「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀
場 所 グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール
主催者 内閣及び自由民主党



事 務 連 絡

令和2年1月15日

最高裁判所秘書課長 殿

内閣府大臣官房総務課長

故中曽根康弘元総理に対する「追悼の辞」（弔辞）の作成について（通知）

平素大変お世話になっております。

さて、令和2年1月10日付け府総第578号により通知いたしました「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行におきましては、葬儀委員長（内閣総理大臣）のほか、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官より「追悼の辞」（弔辞）を述べていただくとともに、その英文版を海外からの参列者に配布することなどを予定しております。

つきましては、最高裁判所長官の「追悼の辞」を、1月31日（金）までに、下記連絡先まで電子ファイルにて提出いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

内閣府 内閣・自由民主党合同葬儀準備室

TEL XXXXXXXXXX

決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦依頼について			文書番号	
				最高裁秘書第362号	
伺い文					
起案	起案日	令和2年2月3日		受付日	令和2年1月31日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	池島 憲子		決裁	決裁日 R2.2.4
	連絡先	[REDACTED]		施行	施行処理期限日
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行	施行日
	中分類	交際		施行	施行先
	名称(小分類)	別紙2参照		施行	施行者
	秘密区分			施行	取扱上の注意
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 2
	指定事由			保存	取扱制限
取扱い区分			保存	行政文書保存期間 5年	
			保存	保存期間満了時期 令和7年3月31日	
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
		庶務主任			
備考欄		課長補佐 01			
	最高裁秘書第363号(決裁)と一緒に				

文
書
番
号

--

その他の機関等関係（内閣府等）（平成31年度）

名
称
（
小
分
類
）

--

共
同
起
案
者
欄

--

府人第119号
令和2年1月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

内閣府大臣官房人事課長

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦依頼について

来る3月15日（日）、グランドプリンスホテル新高輪国際館パミールにおいて執り行われます「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀に参列する者を推薦範囲（別添）により推薦し、別紙様式に記入の上、2月5日（水）正午までにご提出願います。



(別添)

推 薦 範 囲

最高裁判所

- ① 国家公務員
 - ・ 認証官（国務大臣を除く）
 - ・ 事務次官等及びその他の職員の中で参列するにふさわしい者

- ② 各界（8名）

各界において代表的立場にある者等参列者としてふさわしい者

※ 推薦された者については、名簿の重複等を調整した後、案内状等を送付しますので、発送は貴省庁等をお願いいたします。

葬儀参列者推薦名簿記入要領

- 1 名簿は、別紙様式により作成して下さい。
- 2 作成いただいた名簿は、以下のアドレスに電子メールでご送付ください。
電子メール宛先 XXXXXXXXXX
- 3 「ふりがな」欄は、全角のひらがなとし、名字と名前は別のセルに入力して下さい。
- 4 「氏名」欄について、旧字等の特殊文字（外字等）は対応できない場合もありますのでご注意ください。
- 5 「役職名」欄は、参列者の主な役職を一つ記入してください。
- 6 「備考」欄は、元議員の経歴がある場合には、その旨付記して下さい。
- 7 「郵便番号」欄及び「住所」欄の記載は不要です。
- 8 名簿の重複等を調整した後、案内状等を送付しますので、発送は貴省庁等
でお願いいたします。

【様式記入例】

推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	郵便番号	住所	備考
〇〇省	ないかく	たろう	内閣	太郎	〇〇省事務次官			
〇〇省					〇〇審議会会長			
〇〇省					〇〇協会会長			元衆議院議員

(決裁)・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦依頼について (回答)				文書番号 最高裁秘書第363号	
	別添のとおり送付してよろしいか。					
起案	起案日	令和2年2月3日		受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日 決裁日 R2.2.4	
施行	起案者	池島 憲子		施行	施行処理期限日 施行日 R2.2.5	
	連絡先	[Redacted]		施行先	内閣府大臣官房人事課	
分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		行	施行者	池島 憲子
	中分類	交際			取扱上の注意	
	名称(小分類)	別紙2参照			格付け	機密性格付け 2
取扱区分	秘密区分			保存	行政文書保存期間 5年	
	秘密期間終了日			取扱い	取扱制限	
	指定事由			保存	保存期間満了時期 令和7年3月31日	
決裁・供覧欄	秘書課 [Redacted] 参事官 [Redacted] 庶務第一係 01 [Redacted] 庶務第一係 02 [Redacted] 庶務主任 [Redacted] 課長補佐 01 [Redacted]					
備考欄	最高裁秘書第363号(供覧)と一括。					

文
書
番
号

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（平成31年度）

最高裁秘書第 363 号 ✓✓✓

令和 2 年 2 月 5 日 ✓✓✓

× 内閣府大臣官房人事課長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛 之 ✓✓×

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦依頼
について

(1月30日付け府人第119号に対する回答)

× 標記について、名簿を別添のとおり送付します。

推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	郵便番号	住所	備考
最高裁判所								
最高裁判所	みよし	とおる	三好	達	元最高裁判所長官			
最高裁判所	やまぐち	しげる	山口	繁	元最高裁判所長官			
最高裁判所	しまだ	にろう	島田	仁郎	元最高裁判所長官			
最高裁判所	たけさき	ひろのぶ	竹崎	博允	元最高裁判所長官			
最高裁判所	てらだ	いつろう	寺田	逸郎	元最高裁判所長官			

決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行の延期について（通知			文書番号			
				最高裁秘書第747号			
伺い文							
起案	起案日	令和2年3月5日		受付日	令和2年3月5日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	R2.3.6	
	起案者	池島 憲三		施行	施行処理期限日		
					施行日		
	連絡先	[Redacted]		施行先			
	分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		行	施行者	
		中分類	交際			取扱上の注意	
		名称(小分類)	別紙2参照				
	取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	1
秘密期間終了日				取扱い	取扱い制限		
指定事由				保存	行政文書保存期間	5年	
					保存期間満了時期	令和7年3月31日	
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係	庶務第一係			
	[Redacted]	[Redacted]	01	02			
		庶務主任	[Redacted]				
		課長補佐	[Redacted]				
		01					
備考欄	写しを長官室及び参事官室に送付し可。						

文
書
番
号

名
称
（
小
分
類
）

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（平成31年度）



府総第149号

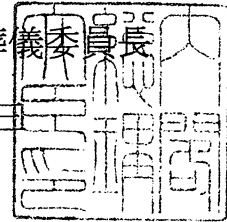
令和2年3月4日

最高裁判所長官

大谷 直人 殿

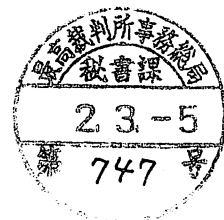
「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 安倍 晋三



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行の延期について（通知）

「「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について（通知）」（令和2年1月10日付府総第578号）により通知した「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について、当分の間、延期することになりましたので、通知します。



決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦範囲の変更について			文書番号			
				最高裁秘書第2214号			
伺い文							
起案	起案日	令和2年9月11日		受付日	令和2年9月11日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	22.9.11	
	起案者	池島 憲子		施行	施行処理期限日		
		連絡先			施行日		
	分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行先		
		中分類	交際		施行者		
		名称(小分類)	別紙2参照		取扱上の注意		
	取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
		秘密期間終了日				取扱制限	
指定事由				保存	行政文書保存期間	5年	
					保存期間満了時期	令和8年3月31日	
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02			
	庶務主任						
	課長補佐 01						
備考欄	最高裁秘書第2215号(決裁)と一括						

文 書 番 号	
名 称 (小 分 類)	その他の機関等関係（内閣府等）（令和2年度）
共 同 起 案 者 欄	

府人第1106号
令和2年9月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

内閣府大臣官房人事課長
(公印省略)

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦範囲の変更について

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者について、令和2年1月30日付府人第119号にて推薦を依頼し、御回答いただいたところですが、今般その準備を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症対策のため、参列者数を大幅に減らすこととなりました。

つきましては、推薦範囲を別添のとおり変更しますので、別紙をご確認いただき、修正等ある場合には、9月14日(月)正午までにご提出願います。



(別添)

推 薦 範 囲

最高裁判所

- ① 国家公務員
 - ・ 最高裁判所長官
 - ・ 認証官（15名以内）
 - ・ 事務総長

- ② 元最高裁判所長官

※ 推薦された者については、名簿の重複等を調整した後、案内状等を送付しますので、発送は貴省庁等をお願いいたします。

葬儀参列者推薦名簿記入要領

- 1 名簿は、別紙様式により作成して下さい。
- 2 作成いただいた名簿は、以下のアドレスに電子メールでご送付ください。
電子メール宛先 XXXXXXXXXX
- 3 「ふりがな」欄は、全角のひらがなとし、名字と名前は別のセルに入力して下さい。
- 4 「氏名」欄について、旧字等の特殊文字（外字等）は対応できない場合もありますのでご留意ください。
- 5 「役職名」欄は、参列者の主な役職を一つ記入してください。
- 6 「備考」欄は、元議員の経歴がある場合には、その旨付記して下さい。
- 7 「郵便番号」欄及び「住所」欄の記載は不要です。
- 8 長官及び元長官については、配偶者同伴でご案内する予定ですので、「備考」欄に「配偶者」と記入してください。
- 9 名簿の重複等を調整した後、案内状等を送付しますので、発送は貴省庁等をお願いいたします。

【様式記入例】

推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	郵便番号	住所	備考
〇〇省	ないかく	たろう	内閣	太郎	〇〇省事務次官			
〇〇省					〇〇審議会会長			
〇〇省					〇〇協会会長			元衆議院議員

推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	郵便番号	住所	備考
最高裁判所								
最高裁判所	みよし	とおる	三好	達	元最高裁判所長官			
最高裁判所	やまぐち	しげる	山口	繁	元最高裁判所長官			
最高裁判所	しまだ	にろう	島田	仁郎	元最高裁判所長官			
最高裁判所	たけさき	ひろのぶ	竹崎	博允	元最高裁判所長官			
最高裁判所	てらだ	いつろう	寺田	逸郎	元最高裁判所長官			

決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦範囲の変更について（9月10日付け府人第1106号に対する回答）		文書番号 最高裁秘書第2215号		
	伺い文 別添のとおり送付してよろしいか。				
起案	起案日	令和2年9月11日		受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	池島 憲子		決裁	決裁日 R2.9.11
	連絡先	[Redacted]		施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行	施行日 R2.9.14
	中分類	交際		施行	施行先 内閣府大臣官房秘書課 人事課
	名称(小分類)	別紙2参照		施行	施行者 池島 憲子
	取扱区分	秘密区分		施行	取扱上の注意
取扱区分	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け	2
	指定事由		格付け	取扱制限	
			保存	行政文書保存期間	5年
決裁・供覧欄	秘書課長		参事官		庶務第一係 01
					庶務第一係 02
			庶務主任		
			課長補佐 01		
備考欄	最高裁秘書第2214号(供覧)と一致				

文
書
番
号

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（令和2年度）

最高裁秘書第2215号

令和2年9月14日

内閣府大臣官房人事課長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛 之

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀参列者推薦範囲
の変更について

(9月10日付け府人第1106号に対する回答)

標記について、名簿を別添のとおり送付します。

推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	郵便番号	住所	備考
最高裁判所								
最高裁判所	みよし	とおる	三好	達	元最高裁判所長官			
最高裁判所	やまぐち	しげる	山口	繁	元最高裁判所長官			
最高裁判所	しまだ	にろう	島田	仁郎	元最高裁判所長官			
最高裁判所	たけさき	ひろのぶ	竹崎	博允	元最高裁判所長官			
最高裁判所	てらだ	いつろう	寺田	逸郎	元最高裁判所長官			

決裁・供覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について (通知)			文書番号		
				最高裁秘書第2229号		
伺い文						
起案	起案日	令和2年9月15日		受付日	令和2年9月14日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日	
	起案者	池島 憲一		決裁	決裁日	
	連絡先	[Redacted]		施行	施行処理期限日	
	分類名称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行	施行日
		中分類	交際		施行	施行先
		名称 (小分類)	別紙 2 参照		施行	施行者
	取扱区分	秘密区分			施行	取扱上の注意
		秘密期間終了日			格付け	機密性格付け
		指定事由			格付け	取扱制限
				保存	行政文書保存期間	
決裁・供覧欄		秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
			庶務主任			
			課長補佐 01			
備考欄	写しと長官室に配布済み。					

文
書
番
号

その他の機関等関係（内閣府等）（令和2年度）

名
称
（
小
分
類
）

共
同
起
案
者
欄



府総第490号

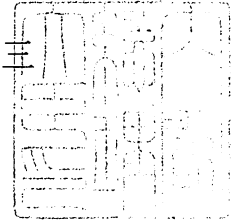
令和2年9月11日

最高裁判所長官

大谷直人殿

「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 安倍晋三



「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の執行について
(通知)

標記について、下記のとおり「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀が執り行われることになりましたので、通知します。

記

日時 令和2年10月17日(土)午後2時
名称 「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀
場所 グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール
主催者 内閣及び自由民主党



秘書課長	参事官 (総務)	課 付	庶務主任	課長補佐	係長	係
●	●		●	●	●	●

「故中曾根康弘」合同葬儀
 (10/17(土))について、
 内閣府から案内状と党員
 申し込みの
 文書が、案内範囲に配付
 済み。(元長官への案内状送付書
 につき、別途決裁願います。)

謹 啓

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀を左記に
 より挙行いたしますので御案内申し上げます

記

敬 具

日 時 令和二年十月十七日(土) 午後二時
 場 所 グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール

令和二年九月

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

新型コロナウイルス感染防止に関する御注意事項

○次のいずれかに該当する場合は、参列を自粛いただきませうお願いいたします。なお、その際の欠席連絡は不要です。

- ・発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方、その他体調のすぐれない方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触がある方
- ・同居家族や身近な方に、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方、又は、発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方がいる方
- ・式典当日において、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴、当該在住者との濃厚接触が十四日以内にある方

○式典当日は次の事項に御留意ください。

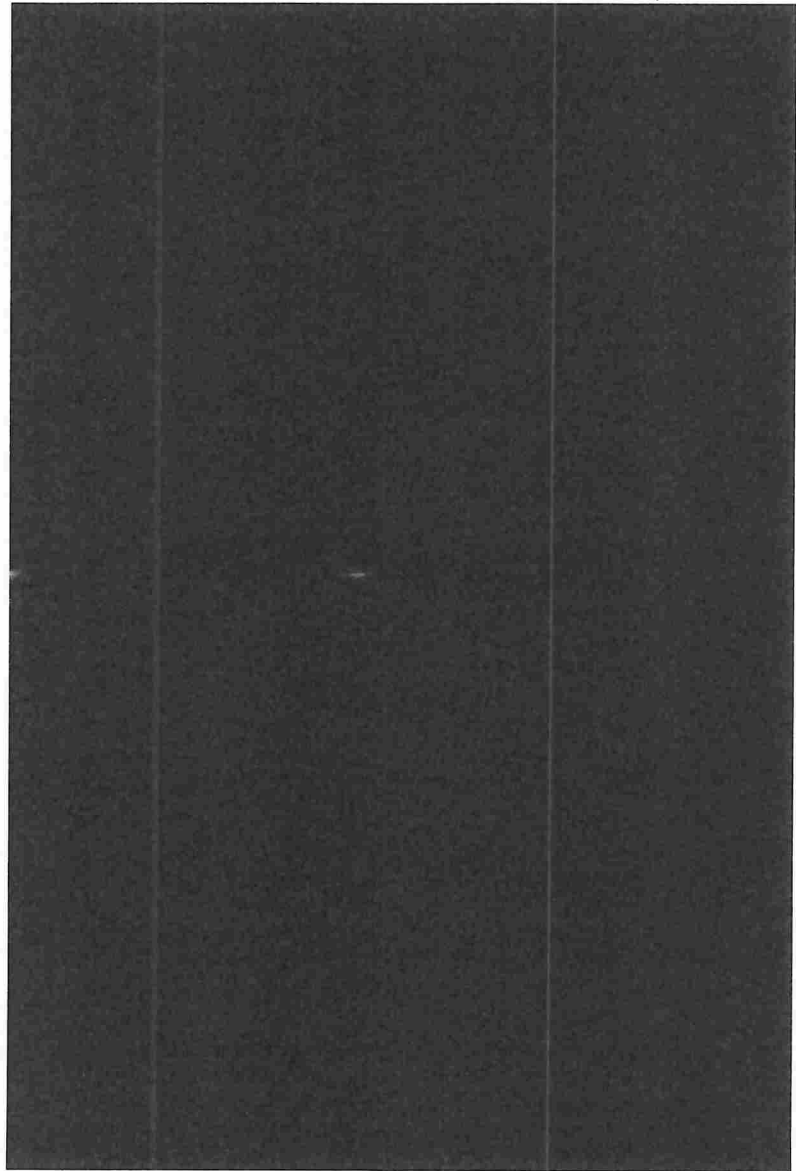
- ・式典中も常にマスクを着用願います。なお、式典の趣旨に鑑み、白色無地を基調としたものを御用意願います。
- ・入場時に検温や手指消毒を実施します。
- ・他の参列者との間隔を最低1m確保するよう御協力願います。
- ・指定の席へお掛けください。(万一、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触が疑われた場合の御連絡に必要なため)
- また、必要以外の移動や会話は、なるべくお控えください。
- ・入場時における検温で発熱の疑いがある方や、式典中に発熱の疑いが判明した方については、速やかに別室に移動・待機いただくことがありますので、予め御了承ください。
- ・感染防止対策の一環として、会場内のお食事は御遠慮ください。(持病等の体調管理のための食物は必要最低限でお願いいたします。)
- ・飲料の持ち込みは紙パック飲料のみでお願いします。

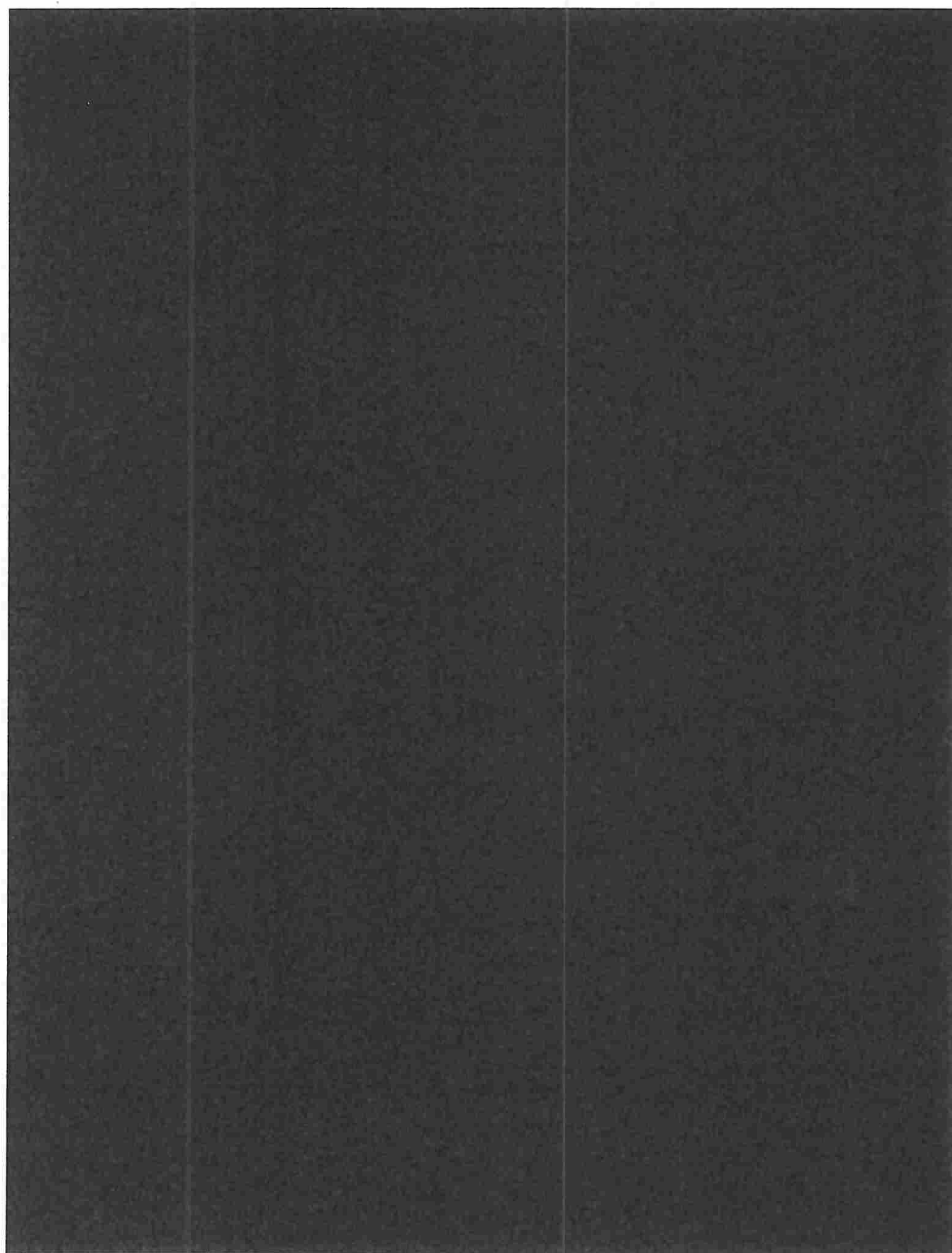
○その他

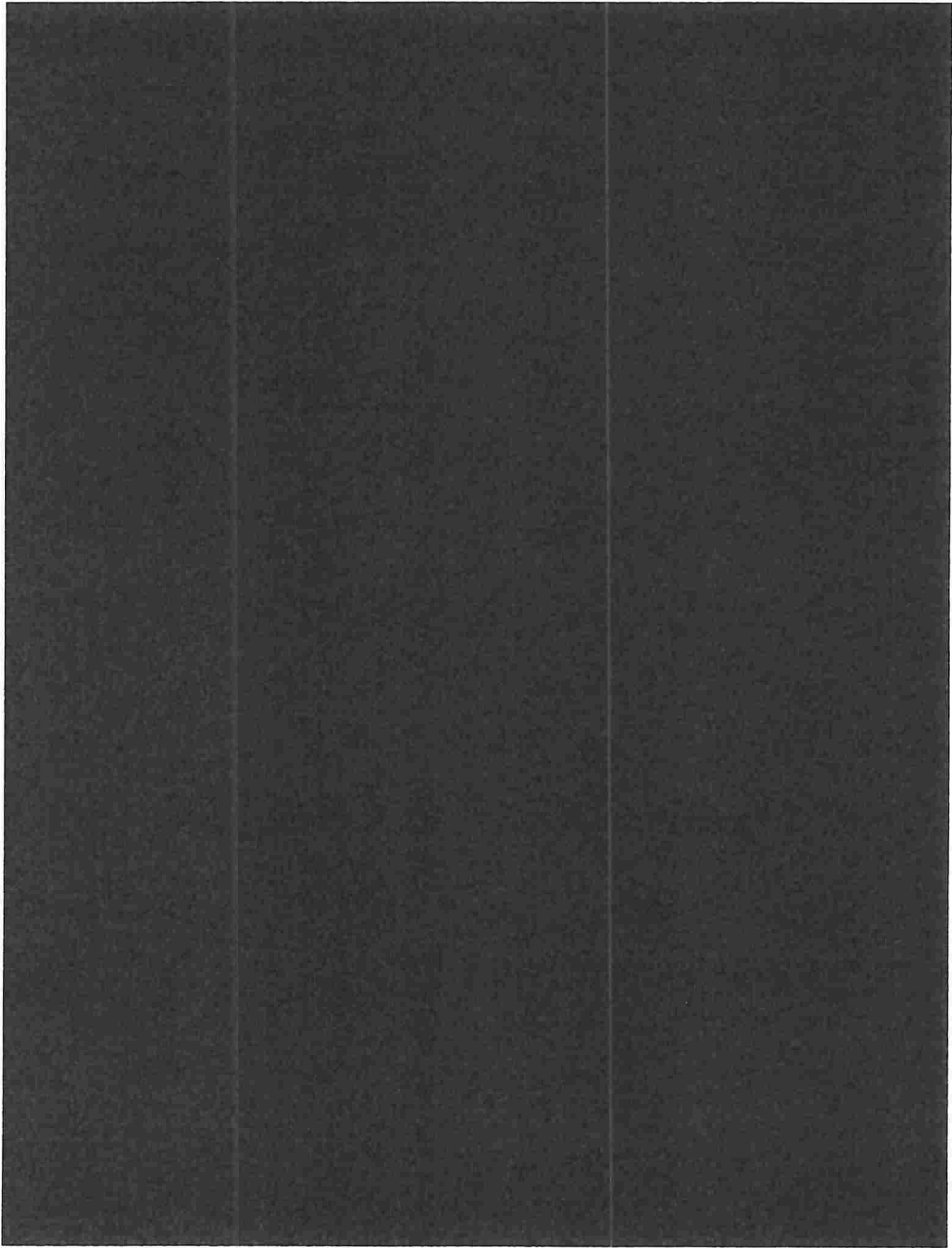
- ・参列後十四日以内に、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方は、必ず速やかに内閣府合同葬儀準備室に連絡をお願いします。

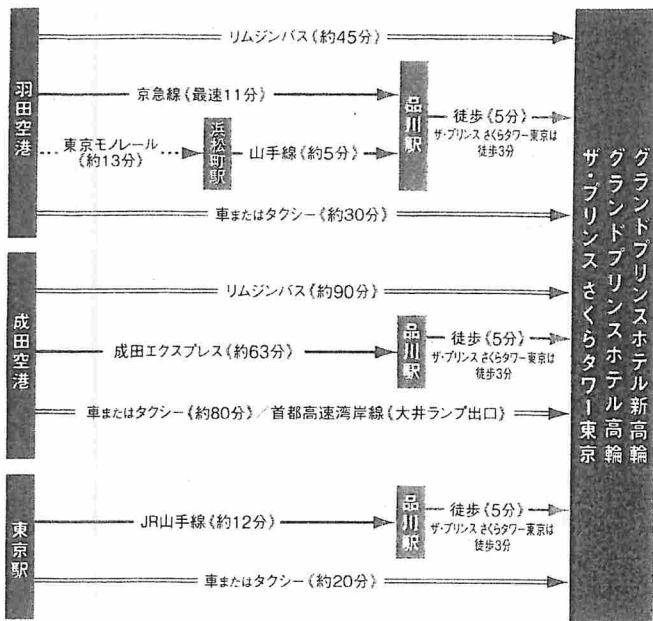
(直) (直通)

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、更に規模を縮小等する場合は、改めて御連絡します。









無料シャトルバスのご案内～品川駅(高輪口)よりご乗車になれます～
運行ルート 品川駅(高輪口)→ザ・プリンス さくらタワー東京→グランドプリンスホテル新高輪→グランドプリンスホテル新高輪

時間	8～20 (毎時)	21
品川駅	00	00
高輪口発	20	20
	40	—

※満席の場合はご乗車いただけません。
※状況により、運行時間、本数およびルートが変更になる場合がございます。
※詳しくは、お問合せください。

お車でのアクセス

- JR線、東京モノレールの浜松町から約10分 ■銀座から約15分
- 大井I.C.から山手通りと第一京浜を経由し、約17分 ■芝公園I.C.から第一京浜を経由し、約12分
- 目黒I.C.から目黒通りを経由し、約10分 ■五反田I.C.から桜田通りを経由し、約8分。

※交通事情により所要時間が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
※ザ・プリンス さくらタワー東京・グランドプリンスホテル新高輪・グランドプリンスホテル新高輪は庭園の散策路で結ばれています。

Seibu Group
でかける人を、ほほえむ人へ。

2019.12.10MBL

Access Map

交通のご案内



The Prince Sakur Tower Tokyo
Grand Prince Hotel Takanawa
Grand Prince Hotel Shin Takanawa

TEL: 03-5788-1111 TEL: 03-3447-1111 TEL: 03-3442-1111

〒108-8612 東京都港区高輪3-13-1
www.princehotels.co.jp/takanawa-area/

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀

令和二年十月十七日(土)

御出席

御欠席

ふりがな

御芳名

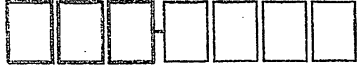
御連絡先(電話番号)

該当する場合はチェックして下さい。

車いすでの御来場

※介添者を同伴される場合は準備室()に御連絡下さい。

※十月五日(月)までに御投函願います。なお、代理出席は御遠慮願います。



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

(〒100-8914 東京都千代田区永田町一―六―二)

最高裁判所長官

大谷 直人 様

謹啓

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀を左記に
より挙行いたしますので御案内申し上げます

記

敬 具

日 時 令和二年十月十七日（土）午後二時
場 所 グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール
令和二年九月

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

葬儀当日御注意事項

○服 装 略礼服又は平服等

○受 付 国際館パミール一階受付に受付票をお渡しになり、
控えをお受け取りください。

○御入場時刻 儀式は午後二時に開始されますので、午後一時十分までに受付をお済ませください。なお、当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

○自動車標識票 御来場の際、車の前面におはりください。この自動車標識票は送迎用であり、**駐車はできません。**

○手 荷 物 当日は、御手荷物の御持参は御遠慮願います。

なお、御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止に関する御注意事項

○次のいずれかに該当する場合は、参列を自粛いただきますようお願いいたします。なお、その際の欠席連絡は不要です。

- ・発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方、その他体調のすぐれない方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触がある方
- ・同居家族や身近な方に、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方、又は、発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方がいる方
- ・式典当日において、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴、当該在住者との濃厚接触が十四日以内にある方

○式典当日は次の事項に御留意ください。

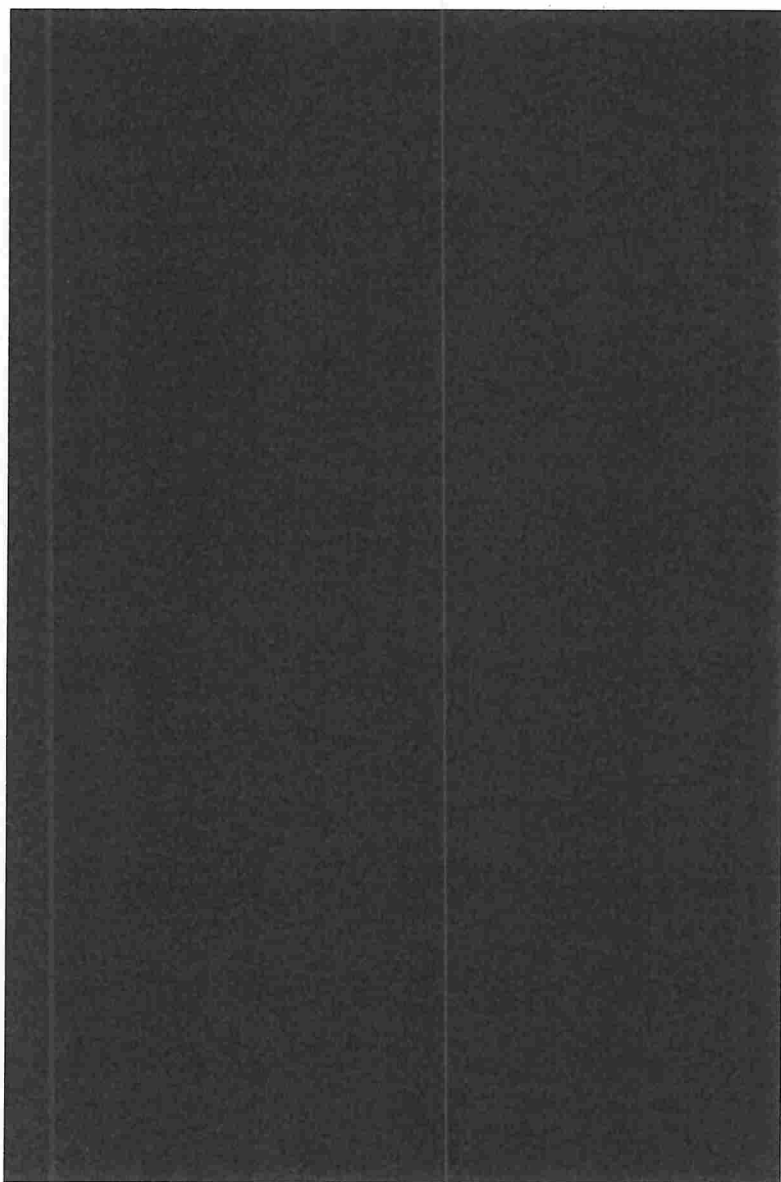
- ・式典中も常にマスクを着用願います。なお、式典の趣旨に鑑み、白色無地を基調としたものを御用意願います。
- ・入場時に検温や手指消毒を実施します。
- ・他の参列者との間隔を最低1m確保するよう御協力願います。
- ・指定の席へお掛けください。(万一、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触が疑われた場合の御連絡に必要なため)
- ・また、必要以外の移動や会話は、なるべくお控えください。
- ・入場時における検温で発熱の疑いがある方や、式典中に発熱の疑いが判明した方については、速やかに別室に移動・待機いただくことがありますので、予め御了承ください。
- ・感染防止対策の一環として、会場内のお食事は御遠慮ください。(持病等の体調管理のための食物は必要最低限でお願いいたします。)
- ・飲料の持ち込みは紙パック飲料のみでお願いいたします。

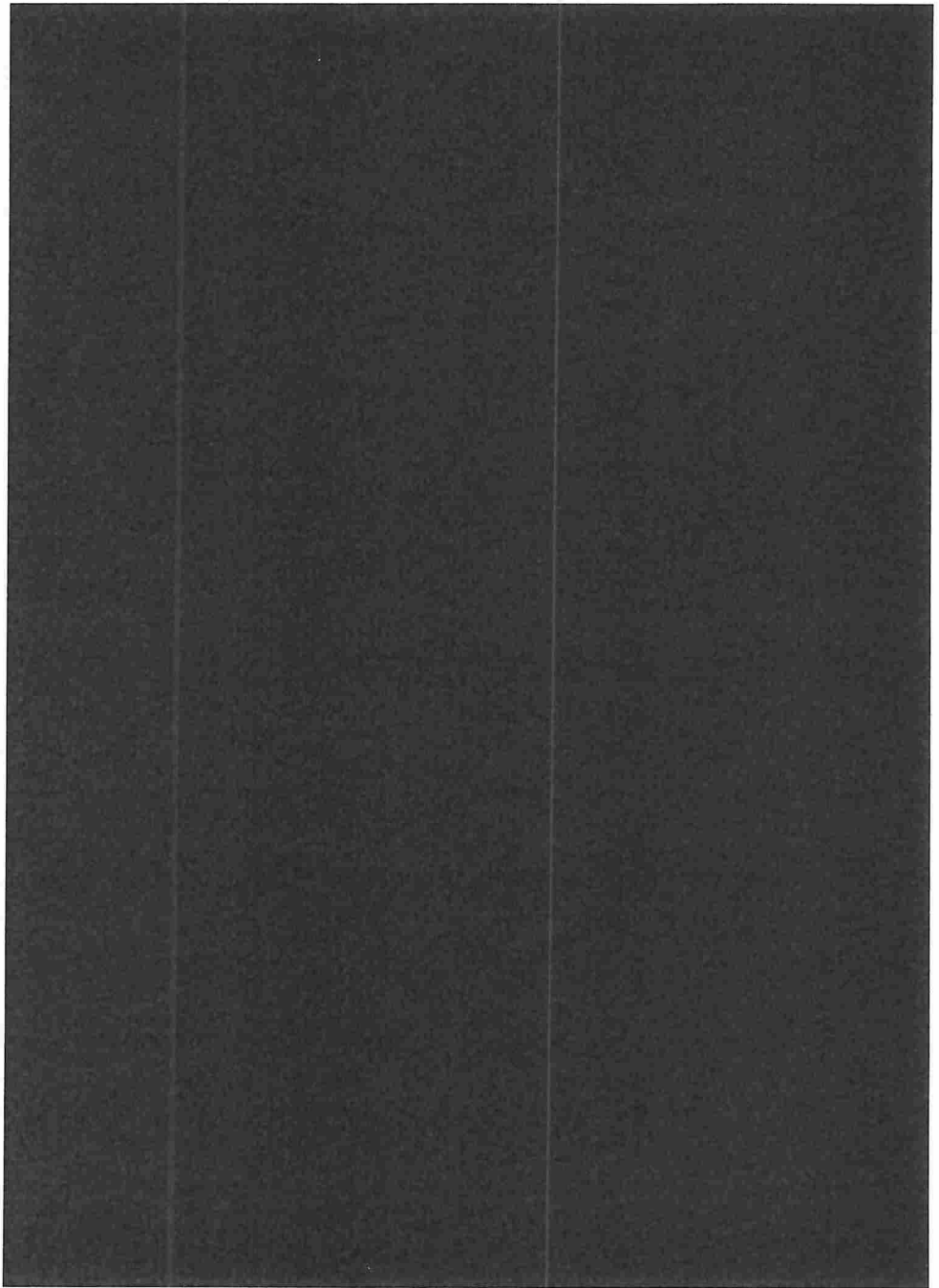
○その他

- ・参列後十四日以内に、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方は、必ず速やかに内閣府合同葬儀準備室に連絡をお願いします。

(TEL) XXXXXXXXXX (直通)

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、更に規模を縮小等する場合は、改めて御連絡します。







「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀

令和二年十月十七日(土)

御出席

御欠席

ふりがな

御芳名

御連絡先(電話番号)

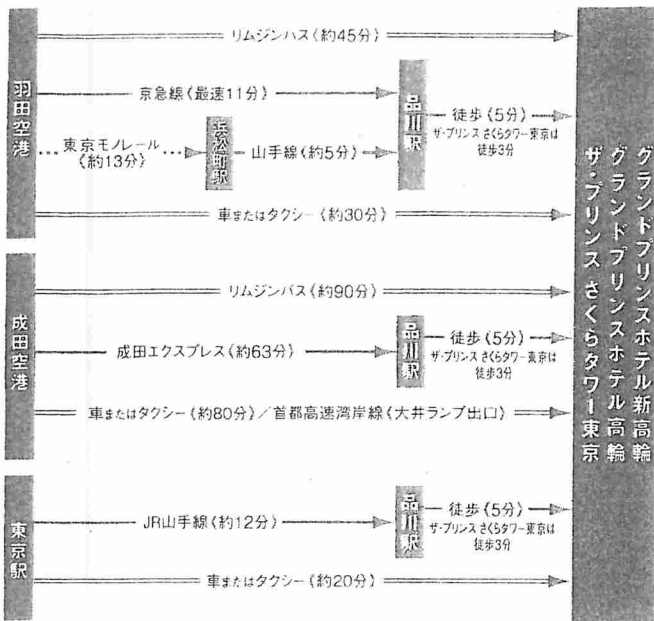
該当する場合はチェックして下さい。

車いすでの御来場

※介添者を同伴される場合は準備室

() に御連絡下さい。

※十月五日(月)までに御投函願います。なお、代理出席は御遠慮願います。



無料シャトルバスのご案内～品川駅(高輪口)よりご乗車になれます～
運行ルート 品川駅(高輪口)→サブプリンスさくらタワー東京→グランドプリンスホテル新高輪→グランドプリンスホテル新高輪

運行時間	時刻	8～20(毎時)	21
品川駅 高輪口発	00	00	00
	20	20	20
	40	40	—

※満席の場合はご乗車いただけない場合がございます。
※状況により、運行時間、本数およびルートが変更になる場合がございます。
※詳しくは、お問合せください。

お車でのアクセス

■JR線、東京モノレールの浜松町から約10分 ■銀座から約15分
■大井ICから山手通りと第一京浜を經由し、約17分 ■芝公園ICから第一京浜を經由し、約12分
■目黒ICから目黒通りを經由し、約10分 ■五反田ICから桜田通りを經由し、約8分。
※交通事情により所要時間が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
※サブプリンス さくらタワー東京-グランドプリンスホテル新高輪-グランドプリンスホテル新高輪は直線の敷地跡で結ばれております。

Seibu Group
でかける人を、日はよむ人へ。

2019.12.10MBL

Access Map

交通のご案内

The Prince SAKURA TOWER TOKYO
TEL: 03-5798-1111

Grand Prince Hotel Takanawa
TEL: 03-3447-1111

Grand Prince Hotel Seibu Takanawa
TEL: 03-3442-1111

〒108-8612 東京都港区高輪3-13-1
www.grandprince-hotel.co.jp/takanawa-area/



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

(〒100-8914 東京都千代田区永田町一―六―一)

最高裁判所判事

池上 政幸 様

謹啓

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀を左記に
より挙行いたしますので御案内申し上げます

敬 具

記

日 時 令和二年十月十七日（土）午後二時
場 所 グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール
令和二年九月

「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

葬儀当日御注意事項

○服 装 略礼服又は平服等

○受 付 国際館パミール一階受付に受付票をお渡しになり、
控えをお受け取りください。

○御入場時刻 儀式は午後二時に開始されますので、午後一時十分までに受付をお済ませください。なお、当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

○自動車標識票 御来場の際、車の前面におはりください。

○手 荷 物 当日は、御手荷物の御持参は御遠慮願います。

なお、御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に関する御注意事項

○次のいずれかに該当する場合は、参列を自粛いただきませすようお願いいたします。なお、その際の欠席連絡は不要です。

- ・発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方、その他体調のすぐれない方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触がある方
- ・同居家族や身近な方に、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方、又は、発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方がいる方
- ・式典当日において、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴、当該在住者との濃厚接触が十四日以内にある方

○式典当日は次の事項に御留意ください。

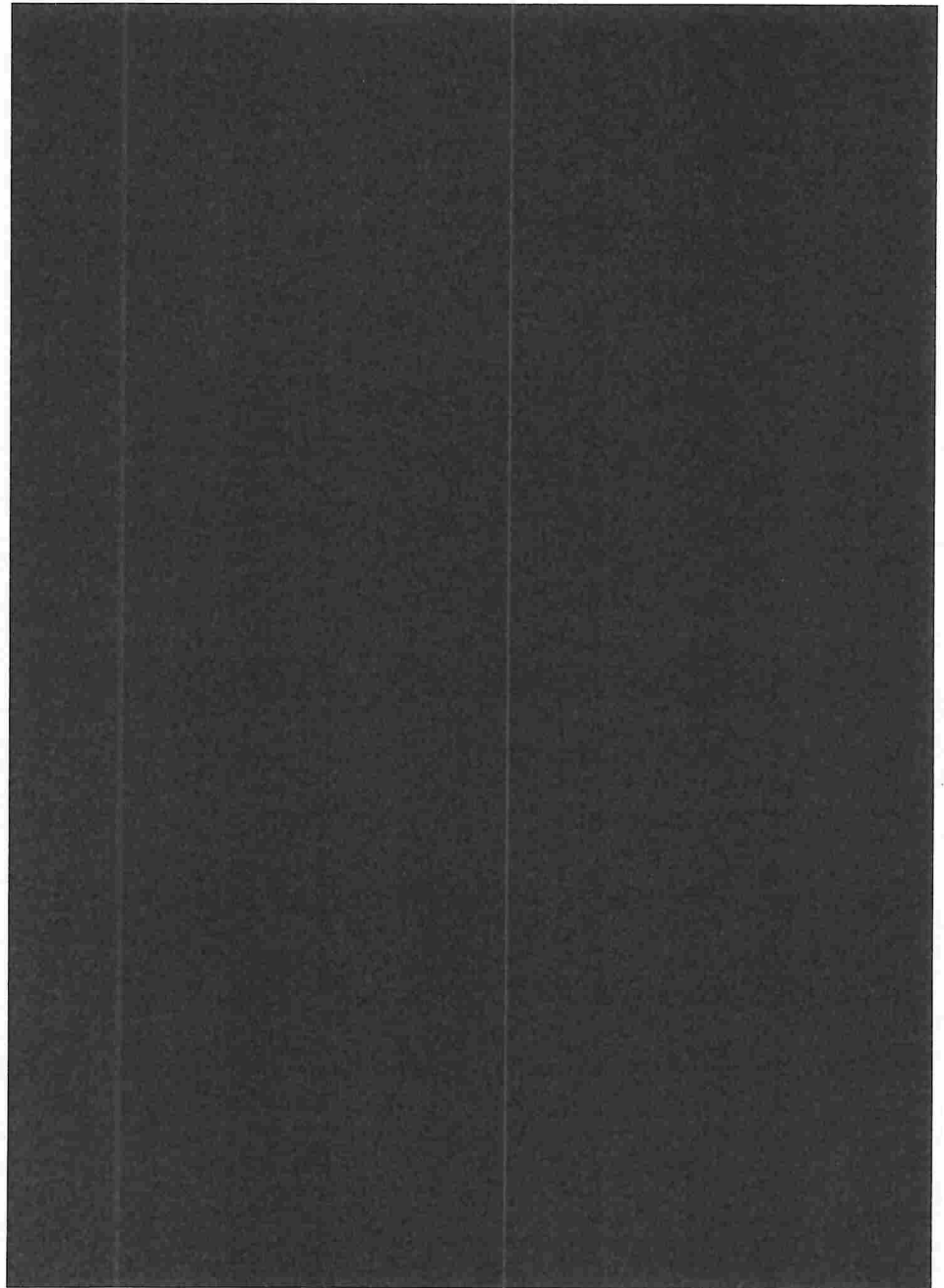
- ・式典中も常にマスクを着用願います。なお、式典の趣旨に鑑み、白色無地を基調としたものを御用意願います。
- ・入場時に検温や手指消毒を実施します。
- ・他の参列者との間隔を最低1m確保するよう御協力願います。
- ・指定の席へお掛けください。(万一、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触が疑われた場合の御連絡に必要なため)
- ・また、必要以外の移動や会話は、なるべくお控えください。
- ・入場時における検温で発熱の疑いがある方や、式典中に発熱の疑いが判明した方については、速やかに別室に移動・待機いただくことがありますので、予め御了承ください。
- ・感染防止対策の一環として、会場内のお食事は御遠慮ください。(持病等の体調管理のための食物は必要最低限でお願いいたします。)
- ・飲料の持ち込みは紙パック飲料のみでお願いします。

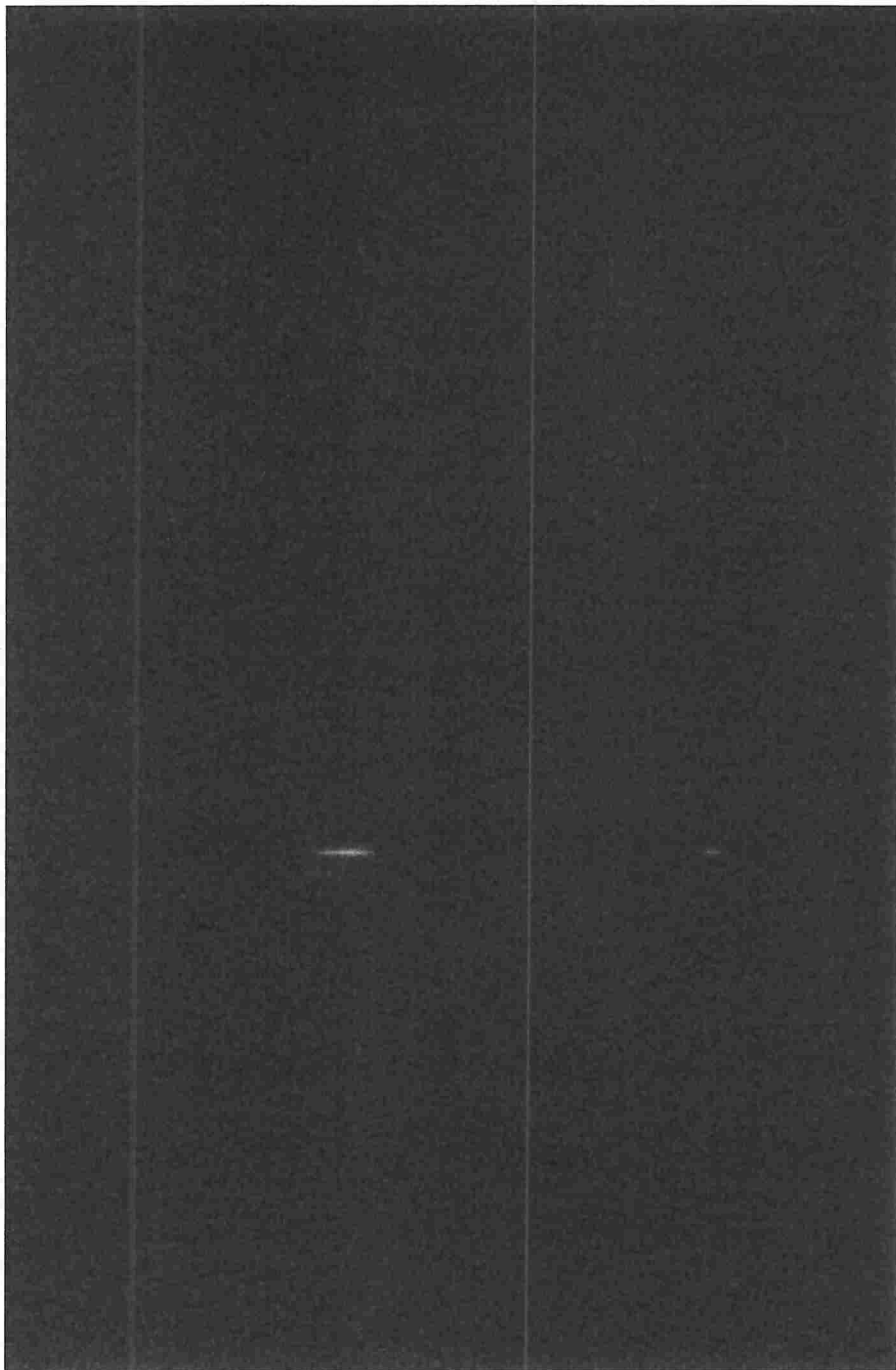
○その他

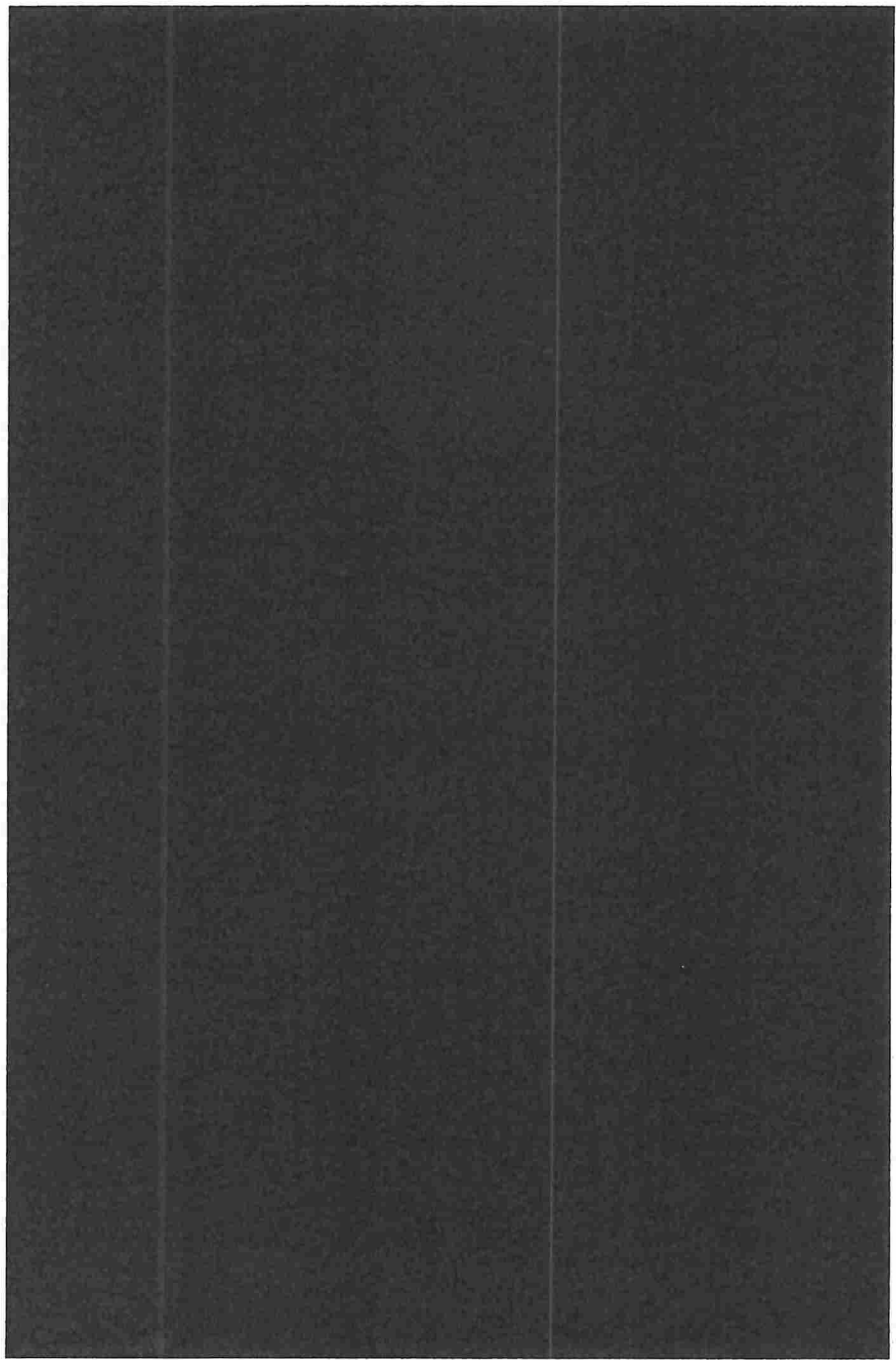
- ・参列後十四日以内に、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方は、必ず速やかに内閣府合同葬儀準備室に連絡をお願いします。

(注) (直通)

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、更に規模を縮小等する場合は、改めて御連絡します。







「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀

令和二年十月十七日(土)

御出席

御欠席

ふりがな

御芳名

御連絡先(電話番号)

該当する場合はチェックして下さい。

車いすでの御来場

※介添者を同伴される場合は準備室()

()に御連絡下さい。

※十月五日(月)までに御投函願います。なお、代理出席は御遠慮願います。

郵便はがき

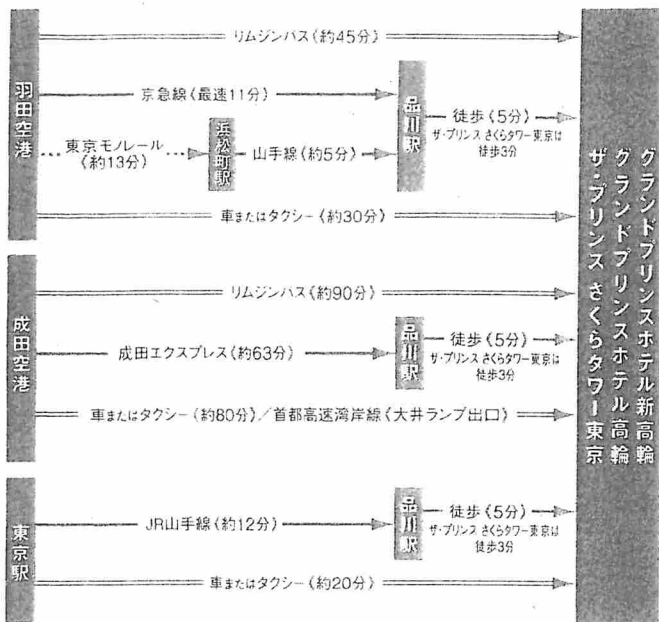


1008914

東京都千代田区永田町一―六一―

内閣府「故中曾根康弘」内閣・
自由民主党合同葬儀準備室 行





無料シャトルバスのご案内～品川駅(高輪口)よりご乗車になれます～
 運行ルート：品川駅(高輪口)→サブランス さくらタワー 東京→ランドプリンスホテル新高輪→ランドプリンスホテル新高輪

運行時刻	時間	8～20(毎時)	21
品川駅	00	00	00
高輪口発	20	20	20
	40	—	—

* 酒席の場合はご乗車いただけない場合がございます。
 * 状況により、運行時間、本数およびルートが変更になる場合がございます。
 * 詳しくは お問合せください。

お車でのアクセス

■ JR線、東京モノレールの浜松町から約10分 ■ 銀座から約15分
 ■ 大井I.C. から山手通りと第一京浜を經由し、約17分 ■ 芝公園I.C. から第一京浜を經由し、約12分
 ■ 目黒I.C. から目黒通りを經由し、約10分 ■ 五反田I.C. から桜田通りを經由し、約8分。
 ※ 交通事情により所要時間が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 ※ サブランス さくらタワー 東京・ランドプリンスホテル新高輪・ランドプリンスホテル新高輪は周囲の散策路で囲まれています。

Seibu Group
 てがかりを、ははさむ人へ。

2019.12.10MBL

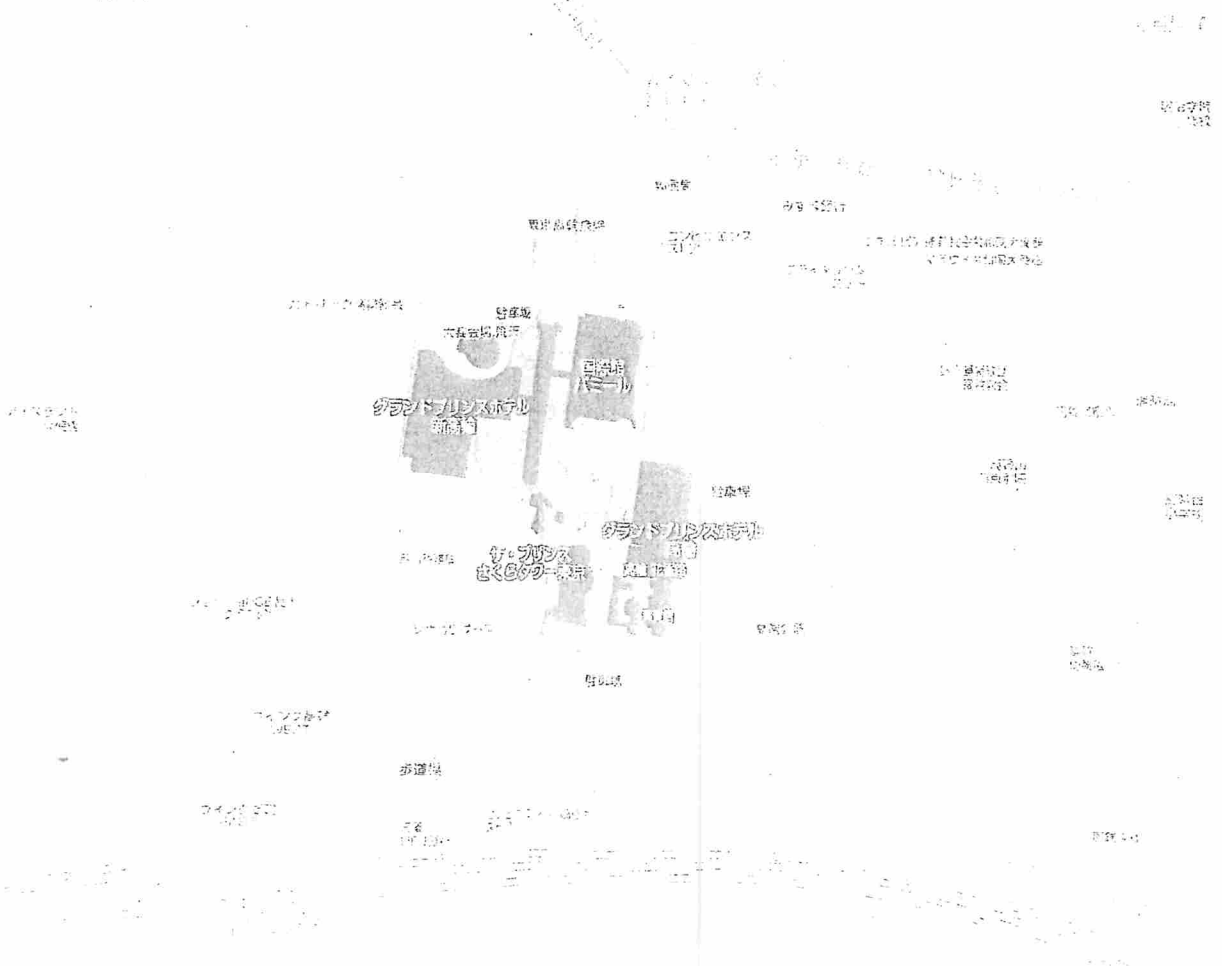
Access Map

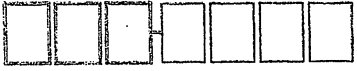
交通のご案内

The Prince sakura tower Tokyo TEL: 03-5703-1111
Grand Prince Hotel Takanawa TEL: 03-3447-1111
Grand Prince Hotel Shin Takanawa TEL: 03-3442-1111

〒108-8512 東京都港区高輪3-13-1
www.grandhotels.co.jp/takanawa-area/

お車でのアクセス





「故 中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀委員長

内閣総理大臣 菅 義 偉

(〒100-8914 東京都千代田区永田町一―六一―)

元最高裁判所長官

三好 達 様

出欠	推薦省庁名等	ふり	がな	氏	名	役職名	備考
○	最高裁判所	おおたに	なおと	大谷	直人	最高裁判所長官	はがきにて回答済み
×	最高裁判所	いけがみ	まさゆき	池上	政幸	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	こいけ	ひろし	小池	裕	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	きざわ	かつゆき	木澤	克之	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	かんの	ひろゆき	菅野	博之	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	やまぐち	あつし	山口	厚	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	とくら	さぶろう	戸倉	三郎	最高裁判所判事	
○	最高裁判所	はやし	けいいち	林	景一	最高裁判所判事	
○	最高裁判所	みやざき	ゆうこ	宮崎	裕子	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	みやま	たくや	深山	卓也	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	みうら	まもる	三浦	守	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	くさの	こういち	草野	耕一	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	うが	かつや	宇賀	克也	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	はやし	みちはる	林	道晴	最高裁判所判事	
×	最高裁判所	おかむら	かずみ	岡村	和美	最高裁判所判事	
○	最高裁判所	いまさき	ゆきひこ	今崎	幸彦	高等裁判所長官	
○	最高裁判所	なかむら	まこと	中村	慎	最高裁判所事務総長	

「出欠管理簿」合同郵便(240)にて。

内附封筒に出入を管理する。

増設をお願ひする。

× 10/6 10/6 の出欠は 10/6 に付いた。

× 10/6 10/6 の出欠は 10/6 に付いた。

10/6 10/6 の出欠は 10/6 に付いた。回答あり

10/6 10/6 の出欠は 10/6 に付いた。

✓

✓

10/6 10/6 の出欠は 10/6 に付いた。

決裁・**供覧**

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について（依命通知）			文書番号 最高裁秘書第2417号	
	伺い文				
起案	起案日	令和2年10月5日		受付日	令和2年10月5日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	池島 憲子		決裁	決裁日
	連絡先	■		施行	施行処理期限日
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行	施行日
	中分類	交際		施行	施行先
	名称(小分類)	別紙2参照		施行	施行者
	秘密区分			施行	取扱上の注意
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け
	指定事由			格付け	取扱制限
取扱い区分			保存	行政文書保存期間	5年
			保存	保存期間満了時期	令和8年3月31日
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01		
		庶務主任			
備考欄		課長補佐 01			
	経理局長				
備考欄	最高裁秘書第2420号の決裁と一括				

文
書
番
号

名
称
（
小
分
類
）

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（令和2年度）

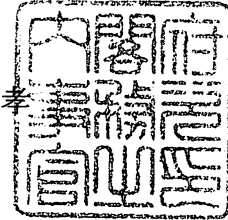


府 総 第 5 2 4 号
令 和 2 年 1 0 月 2 日

最高裁判所事務総長 中 村 慎 殿

内閣府事務次官

山 崎 重 孝



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について
(依命通知)

標記について、本日別紙のとおり閣議了解されましたので、貴所においてもよろしく御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における
弔意表明について

（令和2年10月2日）
閣議了解

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻（午後2時10分）に黙とうすること。
- 2 各府省は、前項と同様の方法により、哀悼の意を表するよう、各公署に対し協力方を要望すること。

(決 裁) 供 覧

件名	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について（通知）		文書番号			
			最高裁秘書第2420号			
伺い文	別添のとおり通知してよろしいか。					
起 案 分 類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和2年10月5日		受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日	
	起案者	池島 憲			決裁日	R2.10.7
	連絡先	[Redacted]		施行	施行処理期限日	
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)			施行日	R2.10.8
	中分類	交際		施行先	8 高裁総務課庶務係, 全地家裁総務課庶務係	
	名称(小分類)	別紙2参照		施行者	池島 憲子	
	秘密区分			取扱上の注意		
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	1
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
				保存期間満了時期	令和8年3月31日	
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長 [Redacted] 参事 [Redacted] 庶務第一係 01 [Redacted] [Redacted] 庶務主任 [Redacted] [Redacted] 課長補佐 01 [Redacted] 経理局長 [Redacted]					
備 考 欄	最高裁秘書第2417号の供覧と一括					

文
書
番
号

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

その他の機関等関係（内閣府等）（令和2年度）

最高裁秘書第 2420 号

(庶ろ-02)

令和 2 年 10 月 8 日

× 高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所首席調査官 殿
最高裁判所大法廷首席書記官 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛 之

× × × × 「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における
弔意表明について（通知）

標記の合同葬儀の実施に伴い、内閣府事務次官から別添のとおり協力の依頼がありました。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

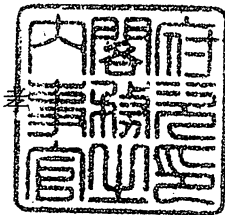


府 総 第 5 2 4 号
令 和 2 年 1 0 月 2 日

最高裁判所事務総長 中 村 慎 殿

内閣府事務次官

山 崎 重 孝



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について
(依命通知)

標記について、本日別紙のとおり閣議了解されましたので、貴所においてもよろしく御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。



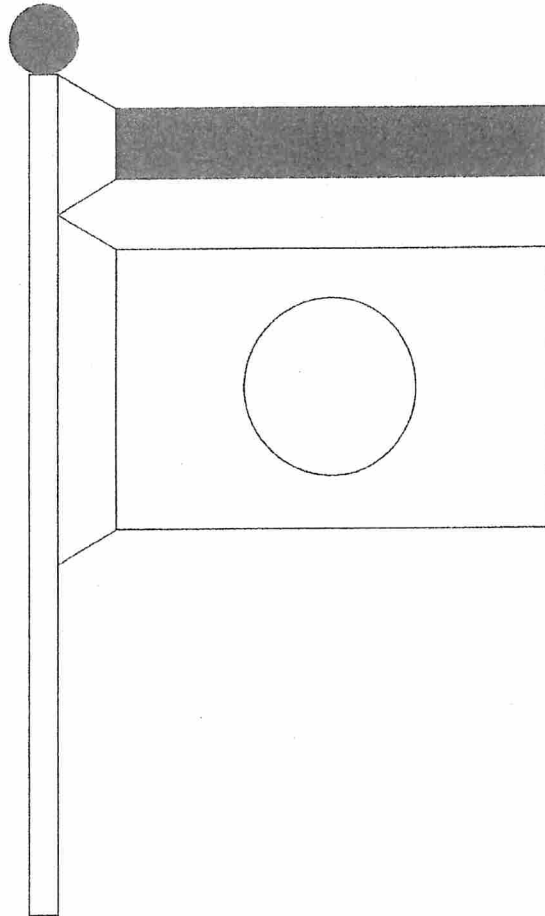
「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における
弔意表明について

〔令和2年10月2日〕
閣 議 了 解

「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻（午後2時10分）に黙とうすること。
- 2 各府省は、前項と同様の方法により、哀悼の意を表するよう、各公署に対し協力方を要望すること。

参 考



蔽
 ヒ 大
 且 喪
 旗 中
 竿 國
 ノ 旗
 上 ヲ
 部 掲
 ニ 揚
 黒 ス
 布 ル
 ヲ ト
 附 キ
 ス ハ
 ヘ 竿
 シ 球
 ノ ハ
 圖 黒
 式 布
 左 ヲ
 ノ 以
 如 テ
 シ 之
 ヲ

大 喪 中 ノ 國 旗 掲 揚 方 ノ 件
 大 正 元 年 七 月 三 十 日
 閣 令 第 七 一 三 号

令和2年10月16日
事務連絡

関係機関 各位

内閣府大臣官房総務課

「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）
における弔旗の掲揚について

先般の閣議了解（令和2年10月2日付。別紙参照）において、弔旗の掲揚についての御協力をお願いしていたところですが、弔旗の掲揚を行う場合においては、葬儀当日（10月17日）の正午を過ぎてからにさせていただきよう、お願い申し上げます。

（ご参考：合同葬儀の当日における弔意表明について）

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。

本件連絡先：

内閣府大臣官房総務課

児玉、山本、肥高、今野

TEL：03-5253-2111（内線■■■■、■■■■）

FAX：■■■■■■■■■■

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における
弔意表明について

〔令和2年10月2日〕
閣 議 了 解

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻（午後2時10分）に黙とうすること。
- 2 各府省は、前項と同様の方法により、哀悼の意を表するよう、各公署に対し協力方を要望すること。

追悼の辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年10月17日

最高裁判所長官 大谷直人

決裁

松本(印) 〇〇〇〇 〇〇〇〇

参事官

● ● ●

庶務主任

●

課長補佐

〇〇〇〇 〇〇〇〇

● ●

庶務第三係

〇〇〇〇

●

審査係

●

令和2年2月13日

秘書課審査係 神崎

●

【標題】

概要説明書（「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀における追悼の辞の筆耕）について

【決裁事項】

標記の概要説明書として別添のとおり経理局主計課予算第三係に提出したいと考
えます。

令和2年2月13日

最高裁判所事務総局経理局 御中

最高裁判所事務総局秘書課審査係

(担当 神崎 聡 内線 XXXXXXXXXX)

概要説明書

1 案件名

追悼の辞の筆耕の業務

2 実行予定額

15,400円(税込)

3 案件の具体的内容

令和2年3月15日に執り行われる「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀(主催者 内閣及び自由民主党)において、最高裁判所長官が述べる追悼の辞の筆耕を依頼するものである。

4 案件の具体的必要性

最高裁判所長官として、「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀において追悼の辞を述べるに当たっては、追悼の辞は墨書による筆耕とする必要がある。

5 添付書類

(1) 仕様書

(2) 見積書(3社)

ア 株式会社プライムステーション

イ ヨシダ印刷株式会社

ウ 株式会社白橋

仕様書

事項	仕様
件名	追悼の辞の筆耕の業務
規格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 畳紙(26.3cm×45.5cm)
数量	各1式(文字数 追悼の辞:203字 畳紙:4字)
納入期限	令和2年3月10日
納入場所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組版	
見本	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字詰、行数及び段数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印刷方法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
校正	受注者の持参校正とし、校正回数は1校までを基準とするが、その目的に達しない場合はこの限りでない。
校正担当者	秘書課審査係
その他	<p>(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。</p> <p>(2) 校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。</p> <p>(3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。</p> <p>(4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。</p> <p>(6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。</p> <p>(7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。</p> <p>(8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。</p>

(-x- 経理部 用度課
役務調達係 セット済)

(長官が了・確定版)

追悼の辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもって国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であって、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年3月15日

最高裁判所長官 大谷直人

御見積書

No.

令和2年2月12日

最高裁判所 御中

下記の通りお見積もり申し上げます。
何卒ご用命のほどお願い申し上げます。

株式会社

東京本社 〒130-0014
東京都墨田区亀沢3-20-14
TEL: 03-3626-1301(代)
FAX: 03-3626-1300
金沢本社 〒921-8546
石川県金沢市御影町19-1

担当者

御見積金額	¥16,500.-
納入期日	令和 年 月 日
納入場所	最高裁判所
取引条件	貴省規程による
消費税	御見積金額に含む



品名	数量	単価	金額(税込金額)
追悼の辞の筆耕業務	1 枚	円	16,500 円

項目	品名	数量	単位	単価	金額	備考
1	追悼の辞の筆耕業務	1	式	15,000	15,000	追悼の辞+量紙
2	消費税及び地方消費税【10%】				1,500	
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
				合計	¥16,500	

(摘要)

決裁

和野
和野
参事官
参事官

庶務主任
課長補佐
課長補佐

庶務第三係
庶務第三係

審査係
審査係

令和2年7月22日
秘書課審査係 神崎

【標題】

概要説明書（「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀における追悼の辞の筆耕）について

【決裁事項】

標記の概要説明書として別添のとおり経理局主計課予算第三係に提出したいと考えます。

R2.7.22
X-112 主計課予算第三係
へ提出済み

R2.7.28
主計課予算第三係より
決裁終了の旨ご連絡あり。

令和2年7月22日

最高裁判所事務総局経理局 御中

最高裁判所事務総局秘書課審査係

(担当 神崎 聡 内線 XXXXXXXXXX)

概要説明書

1 案件名

追悼の辞の筆耕の業務

2 実行予定額

15,400円(税込)

3 案件の具体的内容

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀(主催者 内閣及び自由民主党)において、最高裁判所長官が述べる追悼の辞の筆耕を依頼するものである。

4 案件の具体的必要性

最高裁判所長官として、「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀において追悼の辞を述べるに当たっては、追悼の辞は墨書による筆耕とする必要がある。

5 添付書類

(1) 仕様書

(2) 見積書(3社)

ア 株式会社プライムステーション

イ ヨシダ印刷株式会社

ウ 株式会社白橋

(3) 電話聴取書

(別紙)

仕様書

事項	仕様書
件名	追悼の辞の筆耕の業務
規格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 畳紙(26.3cm×45.5cm)
数量	各1式【文字数:追悼の辞・203字 畳紙:4字】
納入期限	令和2年11月28日
納入場所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組版	
見本	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 罫紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字詰、行数及び段数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印刷方法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
校正	受注者の持参校正とし、校正回数は1校までを基準とするが、その目的に達しない場合はこの限りでない。
校正担当者	秘書課審査係
その他	(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。 (2) 校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。 (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。 (4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。 (5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。 (6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。 (7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。 (8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。

7/21
役務調達係
御相談済

追 悼 の 辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもって国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であって、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年●月●日

最高裁判所長官 大 谷 直 人

御見積書

No. _____

令和2年2月12日

最高裁判所 御中

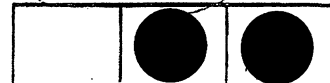
下記の通りお見積もり申し上げます。
何卒ご用命のほどお願い申し上げます。

三井物産株式会社

東京本社 〒100-8577
東京都墨田区亀沢3-20-14
TEL 03-3628-1301(代)
FAX 03-3628-1300
金沢本社 〒921-8546
石川県金沢市御影町19-1

担当者

御見積金額	¥16,500.-
納入期日	令和 年 月 日
納入場所	最高裁判所
取引条件	貴省規程による
支払条件	御見積金額に含む



品名	数量	単価	金額(税込金額)
追悼の辞の筆耕業務	— 枚	— 円	16,500 円

項目	品名	数量	単位	単価	金額	備考
1	追悼の辞の筆耕業務	1	式	15,000		追悼の辞+昼紙
2	消費税及び地方消費税【10%】			1,500		
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
				総合計額	¥16,500	

(摘要)

電 話 聴 取 書

日 時 令和2年7月21日 午後4時45分

相手方 株式会社プライムステーション本社 [REDACTED] (03-3358-2201)

聴取者 秘書課審査係 神崎 聡

要 旨

- 1 令和2年2月に提示された仕様書と同内容の業務であれば、同月10日付け「御見積書」記載の金額（税込44,880円）で引き受けることが可能である。
- 2 現時点で葬儀の日程が8月から11月までの間になるか、又は中止となる可能性があるため、日程が確定した後に契約となることは承知した。

以 上

電 話 聴 取 書

日 時 令和2年7月22日 午(前)・後 11時 17分

相手方 ヨシダ印刷株式会社 東京本社 [REDACTED] (03-3626-1301)

聴取者 秘書課審査係 神崎 聡

要 旨

- 1 令和2年2月に提示された仕様書と同内容の業務であれば、同月12日付け「御見積書」記載の金額（税込16,500円）で引き受けることが可能である。
- 2 現時点で葬儀の日程が8月から11月までの間になるか、又は中止となる可能性があるため、日程が確定した後に契約となることは承知した。

以 上

電 話 聴 取 書

日 時 令和2年7月22日 午前・**後** 1時45分

相手方 株式会社白橋 XXXXXXXXXX (03-3551-1181)

聴取者 秘書課審査係 神崎 聡

要 旨

- 1 令和2年2月に提示された仕様書と同内容の業務であれば、同月12日付け「御見積書」記載の金額（税込15,400円）で引き受けることが可能である。
- 2 現時点で葬儀の日程が8月から11月までの間になるか、又は中止となる可能性があるため、日程が確定した後に契約となることは承知した。

以 上

(別紙様式第9)

用度 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--

調 達 依 頼 書

- 最高裁判所契約担当官 殿
 最高裁判所支出負担行為担当官 殿

最高裁秘書第569号
令和2年2月19日

局課名	依頼者名
秘書課	神崎 聡
担当係(担当者)	審査係(神崎(内線■■■■))

案 件 名	依 頼 内 容	数 量	備 考
筆耕	別紙仕様書のとおり	1式	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀追悼の辞

請求事由(具体的・詳細に記載すること)

・「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀において最高裁判所長官が述べる追悼の辞を墨書による筆耕とするため。

※太枠線内を記入すること。

仕 様 書

事 項	仕 様
件 名	追悼の辞の筆耕の業務
規 格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 畳紙(26.3cm×45.5cm)
数 量	各1式(文字数 追悼の辞:203字 畳紙:4字)
納 入 期 限	令和2年3月10日
納 入 場 所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組 版	
見 本	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字 詰 , 行 数 及 び 段 数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印 刷 方 法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷 色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙 質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製 本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
校 正	受注者の持参校正とし、校正回数は1校までを基準とするが、その目的に達しない場合はこの限りでない。
校 正 担 当 者	秘書課審査係
そ の 他	(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。 (2) 校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。 (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。 (4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。 (5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。 (6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。 (7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。 (8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。

追 悼 の 辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年3月15日

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(別紙様式第9)

用度 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--

調 達 依 頼 書

最高裁秘書第1816号

令和2年7月31日

最高裁判所契約担当官 殿

最高裁判所支出負担行為担当官 殿

局課名

依頼者名

秘書課

神崎 聡

担当係(担当者)

審査係(神崎(内線■■■■))

案 件 名	依 頼 内 容	数 量	備 考
筆耕	別紙仕様書のとおり	1式	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀追悼の辞

請求事由(具体的・詳細に記載すること)

・「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀において最高裁判所長官が述べる追悼の辞を墨書による筆耕とするため。

※太枠線内を記入すること。

仕 様 書

事 項	仕 様
件 名	追悼の辞の筆耕の業務
規 格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 畳紙(26.3cm×45.5cm)
数 量	各1式
納 入 期 限	令和2年11月28日
納 入 場 所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組 版	
見 本	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字 詰, 行 数 及 び 段 数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印 刷 方 法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷 色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙 質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製 本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
校 正	受注者の持参校正とし、校正回数は1校までを基準とするが、その目的に達しない場合はこの限りでない。
校 正 担 当 者	秘書課審査係
そ の 他	<p>(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。</p> <p>(2) 校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。</p> <p>(3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。</p> <p>(4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。</p> <p>(6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。</p> <p>(7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。</p> <p>(8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。</p>

追悼の辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年 月 日

最高裁判所長官 大谷直人

(決裁) 供覧

件名	(調達実施伺い) 追悼の辞の筆耕業務			文書番号	
				最高裁経用第2168号	
伺い文	別添の依頼書に基づき、随意契約（少額）による調達手続を開始してよろしいか。				
起案	起案日	令和2年8月5日		受付日	令和2年8月5日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局 経理局 用度課 役務調達係		決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	安達 久美		施行	施行処理期限日
	連絡先	内線			令和2年8月3日
分類名称	大分類	(役務調達) 会計 (事務)		行	施行日
	中分類	役務 (契約書)			施行先
	名称 (小分類)	別紙2 参照			施行者
取扱区分	秘密区分			格付け	取扱上の注意
	秘密期間終了日				機密性格付け
	指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間
決裁・供覧欄	主計課長 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> 課長補佐 出納第一係 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> 用度課長 課長補佐 役務調達係 </div>				
	概算額 ￥15,400 積算メモ一括決裁				
備考欄					

(別紙様式第9)

用度 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--



最高裁経用第2168号

調 達 依 頼 書

- 最高裁判所契約担当官 殿
 最高裁判所支出負担行為担当官 殿

最高裁秘書第1816号
令和2年8月3日

局課名	秘書課	依頼者名	神崎 聡
	担当係(担当者)		審査係(神崎(内線■■■■))

案 件 名	依 頼 内 容	数 量	備 考						
筆耕	別紙仕様書のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>裁判所</td><td>/</td></tr> <tr><td>最高裁判所</td><td>/</td></tr> <tr><td>交際費</td><td>/</td></tr> </table> ¥15,400. /	裁判所	/	最高裁判所	/	交際費	/	1式	「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀追悼の辞
裁判所	/								
最高裁判所	/								
交際費	/								

請求事由(具体的・詳細に記載すること)

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀において最高裁判所長官が述べる追悼の辞を墨書による筆耕とするため。

※太枠線内を記入すること。

仕様書

事項	仕 様
件名	追悼の辞の筆耕の業務
規格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 畳紙(26.3cm×45.5cm)
数量	各1式
納入期限	令和2年11月28日
納入場所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組版	
見本	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(圖紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字詰、行数及び段数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印刷方法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
校正	受注者の持参校正とし、校正回数1校までを基準とするが、その目的に達しない場合はこの限りでない
校正担当者	秘書課審査係

- その他
- (1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。
 - (2) ^{本件書}校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。
 - (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。
 - (4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。
 - (5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。
 - (6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。
 - (7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。
 - (8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。

追悼の辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

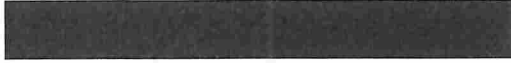
特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年 月 日

最高裁判所長官 大谷 直人

積算メモ (追悼の辞の筆耕)



令和2年8月5日

経理局用度課役務調達係 安達 久美



電 話 聴 取 書

日 時 令和2年7月22日 午後1時45分

相手方 株式会社白橋 [REDACTED] (03-3551-1181)

聴取者 秘書課審査係 神崎 聡

要 旨

- 1 令和2年2月に提示された仕様書と同内容の業務であれば、同月12日付け「御見積書」記載の金額（税込15,400円）で引き受けることが可能である。
- 2 現時点で葬儀の日程が8月から11月までの間になるか、又は中止となる可能性があるため、日程が確定した後に契約となることは承知した。

以 上

(決裁) 供覧

件名	(契約締結伺い) 追悼の辞の筆耕業務、			文書番号		
				最高裁経用第2410号		
伺い文	別添のとおり契約締結してよろしいか。					
起 案 分 類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和2年8月31日		受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局 経理局 用度課 役 務調達係		決裁	決裁処理期限日	9/4
				施行	決裁日	
	起案者	安達 久		施行	施行処理期限日	
				行	施行日	
	連絡先	内線		行	施行先	
				行	施行者	
	大分類	(役務調達) 会計 (事務)				
	中分類	役務 (契約書)				
	名称 (小分類)	別紙2参照				
秘密区分						
秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	2	
指定事由			格付け	取扱制限		
			保存	行政文書保存期間	5年	
指定事由			保存	保存期間満了時期	令和8年3月31日	
決 裁 ・ 供 覧 欄	<p>主計課長 課長補佐 (代)</p> <p style="text-align: right;">出納第一係 </p> <p>用度課長 (代)</p> <p style="text-align: right;">課長補佐 </p> <p style="text-align: right;">役務調達係 </p>					
備 考 欄						

請 書 (案)

追悼の辞の筆耕業務（以下「業務」という。）に関する令和2年●月●日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容等、契約単価、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 追悼の辞の筆耕業務。
- (2) 期 間 契約日から令和2年11月30日まで
- (3) 業務内容等 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金15,400円
(うち消費税及び地方消費税額1,400円を含む)
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員らに必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、発注者Aについては、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、発注者Bについては遅延日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）
ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
 - 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)。

第7条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
 - (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合
 - (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
 - 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
 - 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第8条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(契約の疑義)

第9条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和2年 月 日

受注者 東京都中央区八丁堀4丁目4番1号、
株式会社白橋、
代表取締役、 白橋 明夫、

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿

仕様書

事項	仕様
件名	追悼の辞の筆耕の業務
規格	(1) 追悼の辞(20cm×52.8cm) (2) 罫紙(26.3cm×45.5cm)
数量	各1式
納入期限	令和2年11月30日。
納入場所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組版	
見本	<input type="checkbox"/> 無 図有(<input type="checkbox"/> 罫紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字詰、行数及び段数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印刷方法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
その他	(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。 (2) 本件業務のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。 (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。 (4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。 (5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。 (6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。 (7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。 (8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。

追悼の辞

従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年 月 日

最高裁判所長官 大谷直人

用度票
28.26

令和 2年 8月 26日

御 見 積 書

最 高 裁 判 所 御 中



株式会

〒104-0032
TEL.03-3551-



代表取締役 白橋

¥15,400

下記の通りお見積り致します。

単位 (円)

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
追悼の辞の筆耕の業務	1	式	14,000.00	14,000
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
小 計				14,000
消費税及び地方消費税				1,400
合 計				15,400

8/31 提出
 受領書
 受領

用度課
 20.8.28
 受領

御見積書

No.20200828-001

令和2年8月28日

最高裁判所 御中

下記の通りお見積もり申し上げます。
 何卒ご用命のほどお願い申し上げます。

御見積金額 **¥16,500.-**

納入期日	令和 年 月 日
納入場所	最高裁判所
取引条件	貴省規程による
運賃諸掛	御見積金額に含む

代表取締役
 東京本社
 東京都墨田区亀沢3-20-14
 TEL 03-3626-1301(代)
 FAX 03-3626-1300
 金沢本社 〒921-8546
 石川県金沢市御影町19-1
 担当者

不採用

品名	数量	単価	金額(税込金額)
追悼の辞の筆耕業務	1 枚	15,000 円	16,500 円

項番	内訳	数量	単位	単価	金額	備考
1	追悼の辞の筆耕業務	1	式	15,000	15,000	追悼の辞+墨紙
2	消費税及び地方消費税【10%】				1,500	
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計					¥16,500	

(摘要)
 ※ご発注後の当社の責めに帰すべき事由によらない発注解除は、費用の一部をご負担いただく場合があります。

支出負担行為決議書

確認する。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 官署 支出官 支出負担行為する。 支出負担行為担当官 </div>	代行 機 関					
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">確認者</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">入力者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	確認者	入力者		
確認者	入力者					

整理番号	発議年月日	確認予定 年 月 日	年度	負担官 区 分	案件番号
0064603	2. 9. 11	2. 9. 11	2	00	

所 管	03	裁判所
会 計	00000	一般会計
部 局 等	010	裁判所
項	010	最高裁判所
目	171010	交際費
目の細分		
細 分		交際費
金 額		15,400円
債 氏名 又は 名称	000062863	株式会社 白橋
主 住所		東京都中央区八丁堀4-4-1
負担区分	01	通常

摘 要	* 追悼の辞の筆耕業務
-----	-------------

局 課	11	経・主計課
工 事		
任訳区分	5215	その他の経費
勘定科目(借方)	184100000000	その他の経費
勘定科目(貸方)	020500000000	未払金
予算事項	001	最高裁判所の事務処理に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係 コード	内 訳 種別 件数	関連番号	略科目 コード	課税対象 表示
01			009271C	
電文通番 00280				



請 書

追悼の辞の筆耕業務（以下「業務」という。）に関する令和2年9月14日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容等、契約単価、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 追悼の辞の筆耕業務
- (2) 期 間 契約日から令和2年11月30日まで
- (3) 業務内容等 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金15,400円
(うち消費税及び地方消費税額1,400円を含む)
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員らに必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。
(代金の支払)

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、発注者Aについては、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、発注者Bについては遅延日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）
ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第7条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
 - (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合
 - (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第8条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(契約の疑義)

第9条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和2年 9 月 15 日

受注者 東京都中央 番1号
株式会社白
代表取締役 明 夫

最高裁判所支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿

仕 様 書

事 項	仕 様
件 名	追悼の辞の筆耕の業務
規 格	(1) 追悼の辞 (20cm×52.8cm) (2) 畳紙 (26.3cm×45.5cm)
数 量	各1式
納 入 期 限	令和2年11月30日
納 入 場 所	最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
組 版	
見 本	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ(<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> その他())
字 詰 , 行 数 及 び 段 数	見本による(受注者は、最高裁判所(以下「発注者」という。)において用意した和紙に、別添「追悼の辞」原稿記載の文を、書体、文字の大きさ、配字、余白その他の体裁につき見本に倣って墨書(薄墨)により筆耕するものとする。)
印 刷 方 法	<input type="checkbox"/> オフセット(両面印刷)・ <input type="checkbox"/> ダイレクト・ <input type="checkbox"/> フォーム・ <input type="checkbox"/> その他()
刷 色	<input type="checkbox"/> 墨 <input type="checkbox"/> カラー(4色刷り) <input type="checkbox"/> その他()
紙 質	和紙 白色(見本と紙質及び色が同等のもの)
製 本	<input type="checkbox"/> 無線とじ(並製本)・ <input type="checkbox"/> 針金とじ・ <input type="checkbox"/> 上製本・ <input type="checkbox"/> 帯・ <input type="checkbox"/> 見返し・ <input type="checkbox"/> その他
そ の 他	<p>(1) 受注者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守すること。</p> <p>(2) 本件業務のスケジュールについては、監督職員と調整の上、その遵守に努めること。工程が遅れる場合は再度監督職員と調整の上、その遵守に努めること。</p> <p>(3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。</p> <p>(4) 作成し損じた場合の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(5) 本件成果物の著作権は、発注者に帰属する。</p> <p>(6) 成果物の納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。</p> <p>(7) 成果物の納品の際は、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。</p> <p>(8) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。</p>

追 悼 の 辞

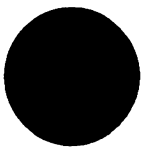
従一位大勲位菊花章頸飾故中曾根康弘先生は、その生涯を通じ、高まいた識見と豊富な経験とをもつて国家のために献身されました。

特に、我が国が戦後の転換期を迎え、内外の情勢が困難な中であつて、内閣総理大臣として我が国の繁栄のために全力を傾けられました。その輝かしい御業績は永く歴史に残るものと信じます。

ここに、裁判所を代表し、先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

令和2年 月 日

最高裁判所長官 大 谷 直 人



決裁

参事官

庶務主任

課長補

庶務第三係

令和2年10月2日

秘書課審査係 神崎

【標題】

検査調書（「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀における追悼の辞の筆耕）
について

【決裁事項】

標記の検査調書として別添のとおり経理局用度課役務調達係に提出したいと考え
ます。

検 査 調 書

件 名	追悼の辞の筆耕の業務
規格及び数量	追悼の辞 (20 cm×52.8 cm), 畳紙 (26.3 cm×45.5 cm) 各1式
契約年月日	令和2年9月14日
納入期限	令和2年11月30日
検査年月日	令和2年10月●日
納入年月日	令和2年9月29日 _{10 2}

上記について検査したところ、請書及び仕様書のとおり給付が完了したことを認める。

令和2年10月●日

検査職員

最高裁判所事務総局秘書課

裁判所事務官 岩 倉 一 秀

支出決定決議書

支出決定する。 官署支出官	代行 機 関	
----------------------	--------------	--

確認者	入力者

整理番号	発議年月日	年度	負担官 区 分	相殺請求番号	案件番号
0064603*	2.10.6	2	00		

所	管 計	03	裁判所
会	計	00000	一般会計
部	局 等	010	裁判所
項		010	最高裁判所 /
目		171010	交際費 /
目 の 細 分			
細 分		交際費 /	
債 主	氏 名	000062863	株式会社 白橋 /
	住 所	東京都中央区八丁堀4-4-1	
金 融 機 関	店 舗		
預 貯 金 種 別	口座番号		金額 15,400 円
支出負担行為時の債主コード	000062863	支払回数	支出決定済額累計 円
受 入 年 度	及 び		
受 入 科 目 名			
支 出 決 定 区 分	01 通常 /	支 払 時 期	1 通常 /
支 払 方 法	3 振込 /	外 貨 額	
外 貨 名 称	分 任 官		
分任官整理番号			

摘 要	* 追悼の辞の筆耕業務 /
-----	---------------

工 事			
仕 訳 区 分	5215	その他の経費 /	
勘定科目(借方)			
勘定科目(貸方)			
予 算 事 項	001	最高裁判所の事務処理に必要な経費 /	
主要経費別分類	95	その他の事項経費 /	

内 訳 種別	件数	略科目 コード	部分払 区分	支払予定 年月日	精算予定 年月日	債主別 出力区分1	支払実績 出力区分2
		009271		2.10.13			

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番 01807	

検査調書

件名	追悼の辞の筆耕の業務
規格及び数量	追悼の辞 (20 cm × 52.8 cm), 畳紙 (26.3 cm × 45.5 cm) 各1式
契約年月日	令和2年9月14日
納入期限	令和2年11月30日
検査年月日	令和2年10月2日
納入年月日	令和2年10月2日

上記について検査したところ、請書及び仕様書のとおり給付が完了したことを認める。

令和2年10月2日

検査職員

最高裁判所事務総局秘書課

裁判所事務官 岩倉 一

決裁区分

甲

決裁

所長	事務局長	事務局次長	総務課長	総務課補佐	庶務係長	庶務係
●	●	●	●	●	●	●●

(決裁後供覧)

経理課長	経理課補佐	管理係長	管理係
●	●	●	● あし

【「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について】
(伺い)

標記の件について、「合同葬儀当日に半旗を掲揚する」という対応をしてよろしいか。

(説明)

・標記の合同葬儀につきまして、内閣府事務次官から黙祷、弔旗等の協力依頼がありました。

例年は、戦没者追悼式や東日本大震災の追悼式などの機会に黙祷、半旗掲揚の措置等を行っております。当日(10月17日)は土曜日なので庁内で黙祷はできませんが、半旗の掲揚の対応はしたいと思料します。

- ・ 本庁においても、半旗掲揚の措置をとることとする(経理局管理課総務係より聴取)。
- ・ 半旗の掲揚は、守衛室の警備員が行います。経理課管理係を通じて守衛室に連絡し、(※追記)

【添付書類】

秘書課からの周知依頼メール

開始日	令和2年10月 9 日	終了日	令和2年10月 13 日
回答日	令和2年10月 日	総務課庶務係 主筆事務	● (内線●●●)

村松 俊(総研・庶務係)

差出人: 池島 憲子 (最高裁判所秘書課庶務第一係) < [REDACTED] >
送信日時: 2020年10月8日木曜日 9:21
宛先: '今田 義紀 (総務局庶務主任)'; '杉浦 昭夫 (総・第一課庶務係)'; '総務局庶務ML';
'原口 純子 (人事局庶務主任)'; '平田 友美 (人・総・庶務係長)'; '経理局庶務係ML';
'田中 由紀子 (経理局総務課補佐)'; '八幡 有紀 (経理局庶務主任)'; '高橋 理恵
(民・一・庶務係長)'; '山崎 紗恵子 (民一・庶務係)'; '瀬尾 由美子 (民事局庶務係)';
'大武 浩 (民事局庶務主任)'; '奥山 あきほ (刑・一・庶務係)'; '高田 ルミ (刑・一・庶務
係)'; '三上 嵩洋 (刑・一・庶務係長)'; '谷口 弘城 (刑・庶務主任)'; '岩澤 善基 (行政局
庶務係)'; '緒方 陽子 (行政局庶務係長)'; '土田 林太郎 (行政局庶務主任)'; '熊倉
秀行 (家庭局庶務主任)'; '神山 剛 (家・一・庶務係長)'; '中西 道子 (家・一・庶務
係)'; '長澤 智美 (家・一・庶務係)'; '広報課ML'; '落合 真人 (広・課長補佐)'; '森田 拓
也 (情・庶務係)'; '神山 千栄子 (情政庶務主任)'; '萩原 洋介 (情・庶務係長)'; '佐治 玲
子 (図・総・庶務係長)'; '曾根 寛 (図・庶務主任)'; '藤代 昭卓 (図書館総務課庶務
係)'; '審議官室ML'; '裁判部庶務係ML'; '司研総務課庶務係ML'; '早田 和正 (司研・総
課長補佐)'; '総研庶務係ML
CC: 岩倉 一秀 (庶務一補佐); 西谷 俊彦 (庶務一係長); 歌代 卓也 (秘書課庶務一);
吉川 祐貴 (秘・庶務一); 谷塚 真由美 (秘・庶務一); 辻 翔子 (秘書課庶務一); 高
橋 優子 (庶務一)
件名: 【秘書課】「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について (通
知)
添付ファイル: 01 通知.docx; 02 別添文書 (協力依頼) .pdf

関係者 各位

いつもお世話になっております。

件名の合同葬儀に関し、別添のとおり送信いたしますので、
各局課等内の周知について、よろしくお取り計らってください。

最高裁判所事務総局秘書課
庶務第一係 池島 憲子
TEL : 03-3264-8111 (代表) (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)
FAX : [REDACTED]
E-mail : [REDACTED]

最高裁秘書第2420号

(庶ろ-02)

令和2年10月8日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所首席調査官 殿
最高裁判所大法廷首席書記官 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛 之

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における
弔意表明について（通知）

標記の合同葬儀の実施に伴い、内閣府事務次官から別添のとおり協力の依頼がありました。

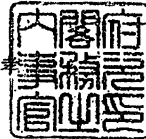
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。



府 総 第 5 2 4 号
令 和 2 年 1 0 月 2 日

最高裁判所事務総長 中 村 慎 殿

内閣府事務次官
山 崎 重 孝



〔令和2年10月2日〕
閣 議 了 解

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について
(依命通知)

標記について、本日別紙のとおり閣議了解されましたので、貴所においてもよろしく御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。
なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。

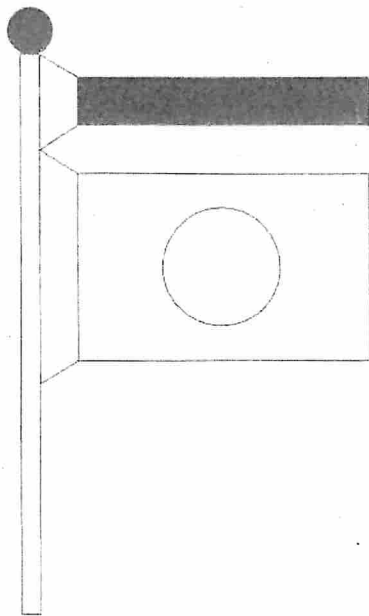


「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻（午後2時10分）に黙とうすること。
- 2 各府省は、前項と同様の方法により、哀悼の意を表するよう、各公署に対し協力方を要望すること。

参 考



蔽 大
 ヒ 喪
 且 中
 旗 國
 竿 ノ 旗 大
 ノ 旗 ヲ 中
 上 掲 ノ 國
 部 揚 ス 旗
 ニ 揚 ス ル 掲
 黒 布 ヲ ト 揚
 附 キ 方
 ス ハ 大
 ヘ 竿 正
 シ 球 令
 其 ハ 元
 ノ 黒 年
 圖 布 第
 式 ヲ 七
 左 以 月
 ノ テ 一
 如 之 三
 シ ヲ 十
 日
 之
 号
 日
 之
 号
 日
 之
 号
 日